# 相続税法施行規則の一部を改正する省令要旨

1　受託者の引き受けた信託が公益信託である場合には、信託に関する受益者別（委託者別）調書の税務署長への提出を不要とする。（第三十条関係）

2　この省令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）